慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	万葉集巻十七
Sub Title	The 17th volume of "Manyosyu"
Author	友尾, 豊(Tomoo, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	1999
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.77, (1999. 12) ,p.143- 157
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	井口樹生, 高山鉄男両教授退任記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00770001-0143

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

万葉集巻十七

友尾　豊

万葉集二十巻のうち、巻十七～二十の四巻は「大伴家持歌日誌」とも言われている。大伴家持を中心とする歌々が、日記をつけるように年月を追って記録されているのがその理由である。こうした記録がなぜ作られたか、ということは、いろいろな側面から考えることができるが、その直接のきっかけとなったのが、家持の越中への赴任にあったことは間違いのないところである。

万葉集を見ていくと、旅と歌、あるいはその歌が記録されることとが、密接な関係にあったことを思わせる。巻一・三・六などの「雑歌」には天皇の行幸などに従って旅をしていた人々の歌が数多く存在する。巻十五の前半部には、新羅への使として瀬戸内海を西へ航行していった人々の歌が日を追って並べて記録されている。巻五は、大宰帥として九州に赴任していた家持の父・大伴旅人と、同じく当時九州にあった筑前守・山上憶良の歌を中心に形成されており、家持の「歌日誌」の成立も、こうした旅と歌の記録の伝統に立っているものと考えられる。もし、大伴家持が越中に赴任して、「たび」の生活を経験しなかったら、彼の歌がこんなにも多く記録されて残されることはなかったであろう。

「歌日誌」の様相は、①大伴家持の歌を中心にしており、②年月を追って記録されている、ということであって、われわれが日記をつけるように家持が歌の記録を残したというわけではない。国守が自ら筆を取って記録を残すということは、むしろ考えにくい。ここでは、巻十七のうち越中時代に属する記録の中核部分（三九四三～四〇〇七）について、「宴席歌」、「家持・池主往来歌」、「独詠歌」の順に考察を進めたい。

一

（天平十八年六月二十一日）以…従五位下大伴宿禰家持爲越中守――続日本紀

大伴宿禰家持天平十八年閏七月被任越中國守即取七月赴任…――万葉集巻十七・三九二七番歌題詞

家持は天平十八年（七四六）七月中旬頃までには越中国に赴任したものと思われる。「歌日誌」の最初の記録は、新国守を迎えて開催された八月七日の宴席歌の一群である。家持の舘で行われた宴であるから、国守家持は主人役であり、正客の座に着いたのは掾大伴池主であった。各歌の左注によって参会者と歌の記録を記すと次のようになる。

A　八月七日夜集于守大伴宿祢家持舘宴歌

一首守大伴宿禰家持（三九四三）

三首掾大伴宿禰池主（三九四四～四六）

二首守大伴宿禰家持（三九四七、四八）

一首掾大伴宿禰池主（三九四九）

一首守大伴宿禰家持（三九五〇）

一首大目秦忌寸八十嶋（三九五一）
一首傳誦僧玄勝（三九五二）
二首大伴宿禰家持（三九五三、四）
一首私史生土師宿禰道良（三九五三）

歌が詠まれる、ということと、その歌が記録されるということとは等しい関係にあるわけではない。一般的に歌の記録が最も残りやすかったのは、このような宴席歌の場合であったろう。先述した「雑歌」のほとんどはそうした宴席歌の記録か、またはその記録が更に伝承されたものと考えられる。越中守として赴任した家持に関しては、その現場の記録がほぼその時点のままに残されることとなった。

この歌々の左注にはそれぞれ、「守」「掾」「大目」「史生」といった職名が記されている。「僧」も国分寺僧の意味の職名である。これらは公文書とはいえないまでも、それに準ずる扱いで記録されたものと考えられる。直接の筆録者は、その役職から言っても、最後に歌を記録した史生土師宿禰道良か、その同僚の史生であろう。それをとりまとめたのが大目秦忌寸八十嶋であり、掾大伴宿禰池主であったと考えられる。

大目一人。掌。受事上抄。勘署文案。検出稽失。読申公文。
大掾一人。掌。糺判国内。審署文案。勾稽失。察非違。――職員令・大国

令に記載されているのは大国の規定であるが、これはそのまま他の国にも準用される。越中国は「上国」に位置付けられているから、「大目」の規定はそのまま「目」に相当し、「大掾」の規定はそのまま「掾」に相当する。「上国」の「目」は一人の規定だが、天平十三年（七四一）に能登国四郡を越中国に併合したための臨時の措置であろう、当時の

越中には大国並に大目・少目がおかれていたらしい。「掾」については一名のままである。越中国司においては、こうした文書は掾大伴池主の手元においてまとめられ、保管された可能性が高い。

以後、巻十七に見える宴席歌の記録は次のとおりである。

B　天平十八年八月八日　大目秦忌寸八十嶋館宴歌一首（三九五六）　作者　秦八十嶋一首

C　天平十八年十一月　相歓歌二首　越中守大伴宿禰家持（三九六〇、六一）　作者　大伴家持二首

D　天平十九年四月二十四日　大目秦忌寸八十嶋館餞守大伴宿禰家持宴歌（三九八九、四〇）　作者　大伴家持二首

E　天平十九年四月二十六日　掾大伴宿禰池主之館餞税帳使守大伴宿禰家持宴歌并古歌四首（三九九五～九八）　作者　大伴家持ニ首　内蔵縄麻呂一首　伝誦者　大伴池主一首

F　天平十九年四月二十六日　守大伴宿禰家持館飲宴歌一首（三九九九）　作者　大伴家持一首

Bには月日が記されていないが、明らかに前日の宴Aから場所を移した二次の宴であるから、八月八日とした。歌が一首しか記録されていないのは、主人の挨拶の歌以外には記録の必要を認めなかったものか、と考えられる。後半のD、E、Fは、すべて正税帳使として上京する家持の餞別の宴である。

凡進正税帳者。皆限二月卅日以前。――延喜式・民部下

税帳〔二月卅日以前申官〕（割注を〔　〕で示す、以下同じ。）

飛驒　信野　上野　陸奥　越前　能登　越中　越後〔已上四月〕　出羽　大宰〔已上五月〕――政事要略・交替雑事

普通は二月三十日が期限とされている税帳使だが、越中は特例として四月三十日が申告の期限とされていた。その時

期も過ぎようとしている頃に行われた宴である。最も正式の宴は掾大伴池主の館で行われた宴Eであり、家持と、ここまで記録に現れなかった介内蔵忌寸縄麻呂とが歌を交わしている。同日の宴Fは、家持からの答礼の宴である。歌が家持の一首だけになっているのは、Aに対するBの関係と同じ事情が考えられるが、なお別の形で記録されている歌が存することを後述する。宴Dに家持の歌二首しか記録がないのは、これも記録の必要を認めなかったものか、あるいは原資料からの摘記、脱落などが考えられるが、いずれとも決めがたい。

こうして見ると、宴席歌が記録される機会が、そんなに多いものではなかったことが知られる。Cを除けば、巻十七に記録されている宴席は、新任の国守を歓迎する宴と、公務で上京する国守送別の宴の二種類しかない。これらが公文書に準ずる手続きで記録され保存されたもので、「守」「介」などの職名表記も、理由のわからない省略は一例しかない(三九九五左注)。このことは、巻十七に関しては、現在の万葉集に残された形が、記録の原態にかなり近いものであることを予想させる。

Cは、大帳使から帰任した池主を迎えた宴だが、私的な宴として開催されたものか、公的な宴として記録されたものから摘記されたものか、いずれにしても、題詞や左注の様態からすると独立した資料として保存されたものと見える。「池主資料」として保存されたらしい他の宴席歌とは異質であること後述する。

二

巻十七には「家持・池主往来歌」とでもいうべき歌群が存在する。この巻を特徴づける記録で、分量的にも大部を占めている。家持・池主間に書簡の往来が行われた後に、双方の歌が池主の元でまとめられたか、あるいは、池主が自ら

の歌について副本を取っておいたものと考えられ、これも「池主資料」と見なすことができる。大きく二群に分かれており、そのはじめの一群は天平十九年春のものである。

この年の一月から二月にかけて、家持は病臥していたらしく、その折にまず作られたのが二月二十日の作、「忽沈枉疾殆臨泉路仍作歌詞以申悲緒一首〔并短歌〕」（三九六二～六四）である。一時は、「殆臨泉路」というのも大げさではない重病であったらしい。おそらくこの歌の制作をきっかけとして、その回復期に、なお病床にあった家持は池主との間でさかんに和歌及び漢詩文の往来を交わすこととなった。時は春の盛り。一斉に春の花が咲き鳥が鳴く、雪国の最も美しい季節である。家持は床に臥したままで、直接目で見手に取ることのできない花や鳥を歌い、池主との間に相聞往来を繰り返した。

A　二月二十九日　家持から池主へ
　　漢文序、短歌二首（三九六五～六六）
B　三月二日　池主から家持へ
　　漢文序、短歌二首（三九六七～六八）
C　三月三日　家持から池主へ
　　漢文序、長歌一首、短歌三首（三九六九～七二）
D　三月四日　池主から家持へ
　　漢文序、漢詩一首
E　三月五日　池主から家持へ

漢文序、長歌一首、短歌二首（三九七三～七五）

F　三月五日　家持から池主へ

漢文序、漢詩一首、短歌二首（三九七六～七七）

この往来は、はじめは家持の方から誘いをかけた形だが、それが、Dのところで逆転している。池主は漢詩文については自負するところがあったらしく、Bに続いてDの漢文序及び漢詩を家持に送った。その後に、時間を前後してCが到来したため、それに対して更にEで答えた。その間の事情は、Eの序文、「昨日述短懐　今朝汗耳目　更承賜書　且奉不次…」によって知られる。そうすると、この往来は、A—B、C—E、DE—Fと対応していることになる。ほとんど毎日のように歌が取り交わされており、二人が心を合わせて創作に熱中していた様子が見て取れる。その内容は、長・短歌だけでなく、漢文序あり、漢詩ありというもので、日本の歌の中にこうした漢詩文をちりばめることが、新しい文学のいきかただと考えていたのだろう。勿論、大宰府における旅人・憶良の関係を想起しなかったはずはない。

第二のまとまりは、四月の末に集中している。ちょうど、税帳使として上京する家持の餞別の宴が行われていた時期である。

G　遊覧布勢水海賦一首并短歌〔此海有射水郡舊江村也〕（三九九一、九二）

（左注）右守大伴宿禰家持作之〔四月廿四日〕

H　敬和遊覧布勢水海賦一首并一絶（三九九三、九四）

（左注）右掾大伴宿禰池主作〔四月廿六日追和〕

I　立山賦一首并短歌〔此山有新川郡也〕（四〇〇〇～〇二）

（左注）四月廿七日大伴宿禰家持作之

J　敬和立山賦一首并二絶（四〇〇三～〇五）

（左注）右掾大伴宿禰池主和之〔四月廿八日〕

K　入京漸近悲情難撥述懐一首并一絶（四〇〇六～〇七）

（左注）右大伴宿禰家持贈掾大伴宿祢池主〔四月卅日〕

L　忽見入京述懐作　生別悲兮　断腸万廻　怨緒難禁　聊奉所心一首并二絶（四〇〇八～一〇）

（左注）右大伴宿禰池主報贈和歌〔五月二日〕

G・Iは、既に三月三十日に作られていた「二上山賦」（三九八五～八七・後述）とともに、家持の「越中三賦」と言われているものである。「賦」とは、中国古代の呪誦文学に起原するもので、対象に対して詩的表現をもって描写し働きかけるものだという。万葉集でいえば、土地々々の自然をたたえて神の感応を願う土地ぼめの歌に相当する。越中国の自然を描写しこの風土をほめたたえているのが、まさしく家持の三賦であるが、その成立事情には相違がある。

「越中三賦」のうちG・Iの二賦が、家持の初めての帰京に際して、都への手土産として、越中の地を知らぬ人々に披露しようと計画されたものであることは間違いのないところであろう。「立山賦」の末尾に、「万代の語らひぐさにいまだ見ぬ人にも告げむ音のみも名のみも聞きて羨しぶるがね」とある。また、各歌の題詞に、「此海有射水郡舊江村也」、「此山有新川郡也」などと注が施されているのも、都人を意識してのことであろう。出発準備にあわただしいこの時期に二賦が作られ、池主がそれに和して答えたのもそのためである。

Hの左注には、「四月廿六日追和」と記されている。これは、四月二十四日に作られた家持の歌Gがあらかじめ池主

に示されていて、家持がそれを四月二十六日に行われた宴席で人々に披露したのに続き、池主が追和する形で歌ったことを示しているのであろう。二人心を合わせての行動であった。二十六日には二つの宴の記録があったが、二つの「賦」が国司の人々の前で唱和された場としては、家持が客として招かれた宴席Eであるよりも、国守館で行われた宴席Fがそれにふさわしい。先に宴席歌Fについて、「別の形で記録されている歌が存する」と言ったのはこのことである。I・Jは、書簡形式で二人の間で取り交わされたものと見えるが、家持・池主は、まるで共同作業のように「賦」に取り組んでいる。

こうした、親密な二人の関係の終わりを飾るように、家持は別れの間際にKを池主に贈った。私的な別れの歌だが、じつに五十三句に及ぶ長編であり、その分量は前二賦を凌いでいる。池主も律儀にそれに答えているが、この後、二人が越中で再会することはなかったようだ。万葉集における大伴池主の記録は、Lの次には、天平二十年（七四八）三月十五日の、「越前國掾大伴宿禰池主来贈歌三首」（巻十八・四〇七三～七五）まで見ることができない。巻十七の記録は、この五月二日付のLから、九月二十六日（四〇一一～一五）までが空白になっている。この間に、帰国した家持を迎えての宴などが当然考えられるところだが、その記録がない。宴席そのものは営まれたに違いないが、歌友であり記録の整理・保管者であった池主が、越前掾として転出し、既に越中に存在しなかったのがその理由ではないかと推察される。

三

ここでは、独詠歌について見てみたい。最も「歌日誌」的な歌の記録は、筆録者の問題は別にして、基本的に他との

関わりなく当人が歌い当人が記録した、いわゆる「独詠歌」の中に見られるであろう。たとえば、巻十九の冒頭部分は、天平勝宝二年（七五〇）三月一日から記録が始まっている。家持の歌の中でも有名な、

春の苑　紅にほふ　桃の花　下照る道に　出で立つ娘子（巻十九・四一三九）

に始まる歌群であるが、それは、次のように構成されている。

三月一日夕（四一三九、四〇）――一日夜（四一四一）――二日昼（四一四二～四五）――二日夜（四一四六、四七）――三日暁（四一四八、四九）――三日朝（四一五〇）

これは最も極端な例だが、こうしたものが、余人の介入を考える必要のない「独詠」歌群であり、「歌日誌」の名にふさわしいものであろう。

巻十七について見ていくと、右のような意味での「歌日誌」は、ほとんどないといっていい。

A　哀傷長逝之弟歌一首〔并短歌〕（三九五七～五九）

（左注）右天平十八年秋九月廿五日越中守大伴宿祢家持遙聞弟喪感傷作之也

B　忽沈枉疾殆臨泉路仍作歌詞以申悲緒一首〔并短歌〕（三九六二～三九六四）

（左注）右天平十九年二月廿日越中國守舘臥病悲傷聊作此歌

この独詠歌二例は、それぞれ長歌及び二首の短歌で構成されている力作であるが、一つは弟の死、もう一つは自分自身の病という、異常事態に際しての作であり、他の記録から孤立している。「歌日誌」における年月日の記載については、各年の劈頭を除いては月日だけを記すのが常態であるのに対して、「天平十八年」、「天平十九年」――但しこの例はこの年の最初の記録でもある――と年までを記している。また、「越中守大伴宿祢家持」、「越中國守舘」とわざわざ記すのは

越中国以外を意識していることになり、これらがそれぞれ独立した記録として考えられていたことを示している。先に、宴席歌群の中で「異質」と言った宴席歌Cも、題詞に「越中守大伴宿禰家持」とあり、左注に「天平十八年」という記載があって、この二例と同じ類である。

次の三九七八番歌から、はじめて連続性のある独詠歌群が現れてくる。家持自身が、多少とも「歌日誌」的な意識を持って記録を残したのは、巻十七においてはこの部分だけであったろう。

C　述懻緒歌一首〔并短歌〕（三九七八～八一）

（左注）右三月廿日夜裏忽兮起懻情作　大伴宿祢家持

D　立夏四月既經累日而由未聞霍公鳥喧因作恨歌二首

あしひきの　山も近きを　ほととぎす　月立つまでに　何か来鳴かぬ（三九八三）

玉に貫く　花橘を　乏しみし　この我が里に　来鳴かずあるらし（三九八四）

霍公鳥者立夏之日来鳴必定　又越中風土希橙橘也　此因大伴宿祢家持感發於懐聊裁此歌〔三月廿九日〕

E　二上山賦一首〔此山有射水郡也〕

射水川　い行き廻れる　玉くしげ　二上山は　春花の　咲ける盛りに　秋の葉の　にほへる時に　出で立ちて　振り放け見れば　神からや　そこば尊き　山からや　見が欲しからむ　すめ神の　裾みの山の　渋谷の　崎の有磯に　朝凪に　寄する白波　夕凪に　満ち来る潮の　いや増しに　絶ゆることなく　いにしへゆ　今のをつつに　かくしこそ　見る人ごとに　かけて偲はめ（巻十七・三九八五）

渋谷の　崎の有磯に　寄する波　いやしくしくに　いにしへ思ほゆ（三九八六）

玉くしげ　二上山に　鳴く鳥の　声の恋しき　時は来にけり（三九八七）

右三月卅日依興作之　大伴宿祢家持

F　四月十六日夜裏遙聞霍公鳥喧述懐歌一首

ぬばたまの　月に向ひて　ほととぎす　鳴く音遙けし　里遠みかも（三九八八）

右大伴宿祢家持作之

この一群の歌は、「ほととぎす関連歌群」とでもいうべきもので、家持の意識の中ではすべてがほととぎすによって連続している。説明の都合上Dから見ていきたい。

ほととぎすが万葉集の歌の素材として重みを増し、量を増してくるのは新しい時代のことで、万葉びとが四季の移ろいを意識的に区分し、季節感を固定し始める時期のことである。家持もこの時代の人で、ほととぎすを新しい時代の文芸の題材として珍重し、多くの歌に作っている。当然のことながら、彼もこの鳥を夏という季節の枠組でとらえているのだが、特に、夏が来たらすぐにも鳴かねばならぬ、と考えていたらしい。Dの左注に、「霍公鳥者立夏之日来鳴必定」と記しているのはその現れである。一方、題詞の、「立夏四月既經累日…」は少しわかりにくい。一種の太陽暦である二十四節季でいう立夏と、太陰暦による夏・四月一日とは、微妙に時期がずれるが、どちらも暦の上で「夏」の到来を告げる日と感じられていた。その、二つの意識が家持の中で混在しているのである。しかし、この年の立夏が三月二十一日であったことを確認し、三九八四番歌の「月立つまでに何か来鳴かむ」を合わせて考えれば、その言わんとするところはわかる。「立夏から既に幾日もが経過し、もう四月になろうというのにまだその鳴き声を聞かない。それによって作った恨みの歌。」ということになる。

夏の到来とともに鳴き声を響かせ、秋になると姿を消すこの鳥は、実際は渡り鳥なのだが、当時の人々はよくその習性を知らず、秋が来ると山の奥深くに篭もるものだと考えていた。越中国府のあった現高岡市伏木近辺では二上山にいるものと感じていたらしく、「あしひきの山も近きを」とは、明らかに国庁の背後に聳える二上山を指している。家持は、二十九日に二上山のホトトギスが早く里に降りてきて鳴くことを期待して既に歌に作っていた。そして翌三十日、四月の前日に作られたのが、E「二上山賦」であった。

「二上山賦」は、いわゆる家持の「越中三賦」の一つとされ、他の二賦と共に論ぜられることが多いが、成立から考えれば、他の二賦とは性格が違う。もし、この三首だけを対象にして読むならば、「二上山に鳴く鳥」は何の鳥であるか確定しにくい。歌のよしあしということとは別にして、表現の点では不完全だということになる。これは、前後との連続の中で鑑賞すべき歌なのである。すると、三首の歌の中では孤立しているように見えるこの最後の一首が、歌の創作動機からするとむしろ前二首に優先していたことに気づかされる。

遡って、C「述懐緒歌」について考えてみたい。この歌は妻・坂上大嬢への恋慕の情を綴った六五句におよぶ長歌および四首の短歌なのだが、その左注に、「右三月廿日夜裏忽兮起戀情作　大伴宿祢家持」と記されている。「廿日夜裏」といえば、家持においては、立夏にあたる翌二十一日が意識されていたに違いない。夜中まで寝ずに起きていたのも、ほととぎすの初声を聞くための行動であった可能性が高い。長歌の中にも、「ほととぎす来鳴かむ月にいつしかも早くなりなむ」という句が見えている。この句自体は、「早く（税帳使として上京する）四月になってほしい」という程の意味しかもっておらず、完成した長歌および短歌は、妻への恋情を切々と訴える作品となっているが、「忽兮起戀情」という情動を誘発したのは、立夏の前夜の、待てど来鳴かぬほととぎすへの思慕の情ではなかったか、と考えられるの

である。

家持は六十六首ものほととぎすの歌を詠んでいるが、越中に赴任して以降は、都との気候風土の違いを意識しながら、繰り返しこの鳥のおとずれを待つ歌を作っている。天平二十年（七四八）四月一日の宴席歌、

居り明かしも　今夜は飲まむ　ほととぎす　明けむ朝は　鳴き渡らむぞ（巻十八・四〇六八）

の割注に、「二日應立夏節　故謂之明旦将喧也」と記している。また、天平勝宝二年（七五〇）三月二十三日の「廿四日應立夏四月節也　因此廿三日之暮忽思霍公鳥暁喧聲作歌二首」と題する作品では、その一首目に、

常人も　起きつつ聞くぞ　ほととぎす　この暁に　来鳴く初声（巻十九・四一七一）

と歌っている。それぞれ立夏の前夜に、実際にはまだ来て鳴いてはいないほととぎすを歌っているのである。家持は、毎年、暦の上で立夏節を確かめるようにほととぎすの初声を待っていたに違いない。しかし、立夏といい四月といっても、実際の自然の推移は、常に人間の決めた暦通りに運行するものではない。北国越中においては、特にその感を強くしたことであろう。そこで、家持のほととぎすを待ち望む歌・鳴かぬほととぎすを恨む歌が作られることになるわけだが、心底うらめしく思っているというよりは、暦と現実を照らし合わせ、その落差を歌うことに文学的興味を感じているように思われる。それが、四季の歌を作るうえでの、新しい文学的態度だと考えていたようだ。

最後に、EからFまでには十六日が経過しているが、これが実際に家持が聞いた、この年のほととぎすの初声だったのだろう。「二上山に鳴く鳥の声の恋しき時は来にけり」と宣言して「立山賦」をとじた家持にとっては、必ずなければならない歌である。以上のごとく、この十一首の歌は、「ほととぎす関連歌群」とでもいうべき連鎖をなしており、暦の上に載せていくと次のような順序になる。

立夏の前日C――陰暦夏四月の前々日D、及び前日E――実際に鳴いた日F

この間に他の歌が挿入されることはなく、巻十七の中で、唯一「歌日誌」的意識を見せる独詠歌群を成している。

再び、「二上山賦」について考えてみたい。排列からすれば、この歌が、「越中三賦」のうち最初に「賦」を称した一首である。歌の完成度からしても、後の二賦よりもむしろ勝っており、この歌がきっかけとなって、後に二賦が作られたと考えるのが普通であろう。しかし、その成立事情からすると、二賦の成立の後に、この歌に「賦」の名が敷衍された可能性も否定できない。少なくとも、題詞に「此山有射水郡也」という注が施されて、「三賦」一連の作として整合性が与えられたのは、後の作業ではなかったかと考えられる。この時に、この独詠歌「ほととぎす関連歌群」が、宴席歌及び家持・池主往来歌をまとめた「池主資料」に一体化され、巻十七越中歌群の中核を形成したものと考えられるのである。

万葉集巻十七について、ごく基礎的な所見を述べさせていただいた。当然のことながら、多くの先学の書物によるお導きによるところ大ではあるが、煩を避けるためにあえて注記の形をとらなかったことをおことわりする。